

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 2 8 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）担当課 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について（疑義照会回答）

標記の件について、別添のとおり回答いたしますので取扱に遺漏なきようよろしくお願い  
いたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等にもご周知いた  
だきますようお願いいたします。

正

誤

○介護保険施設等実地指導マニュアル（平成22年3月改訂版）（平成22年3月31日付け老指発第0331第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）（抜粋）

3 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方

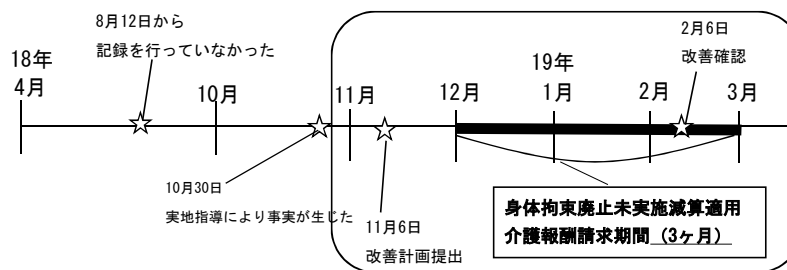
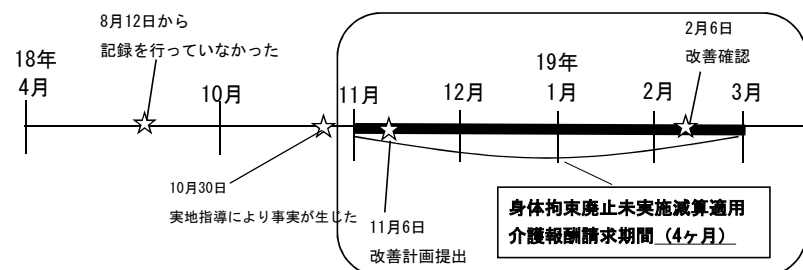
(3) 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方

① 略

① 略

② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合

② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



○ 平成18年 8月12日 【身体拘束の記録を行っていない】

○ 平成18年 8月12日 【身体拘束の記録を行っていない】

○ 平成18年10月30日 【実地指導】

○ 平成18年10月30日 【実地指導】

平成18年8月12日から記録を行っていないことを発見

平成18年8月12日から記録を行っていないことを発見

身体拘束廃止未実施減算適用  
(平成18年11月～)

身体拘束廃止未実施減算適用  
(平成18年12月～平成19年2月)

○ 平成18年11月 6日 【改善計画の提出】  
改善計画提出後最低3か月間は減算する

○ 平成18年11月 6日 【改善計画の提出】  
改善計画提出後最低3か月間は減算する

○ 平成19年 2月 6日 【改善確認（改善が認められた）】

○ 平成19年 2月 6日 【改善確認（改善が認められた）】

身体拘束廃止未実施減算適用  
(平成18年11月～平成19年2月まで)

③ 略

③ 略